

稲沢市公告第 3 2 号

次のとおり価格競争落札方式による事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び稲沢市契約規則（昭和 5 7 年稲沢市規則第 3 7 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

1 一般競争入札に付する事項

整理 番号	案件内容	
0 1	件 名	普通乗用自動車
	納入場所	稲沢市役所
	供給期限	令和 8 年 3 月 3 1 日

1、案件に関する事項

1	契約種別	物品購入
2	整理番号	01
3	案件番号	I25001
4	件名	普通乗用自動車
5	納入場所	稲沢市役所
6	供給期限	令和8年3月31日
7	購入物品概要	公用車1台を買換えるもの。トヨタ／アルファード HYBRID X 2WD 下取りトヨタ／クラウン など
8	担当課	財政課
9	仕様書等	あいち電子調達共同システム(物品等)からダウンロードすること。
10	同等品・質問申請	あいち電子調達共同システム(物品等)にて4月21日17時までに入力すること。(回答については、締切後、システム内で回答します。) 仕様等の変更が生じた場合は、4月22日15時までに電子システム上で再掲する。
11	前払金	無

2、入札参加資格要件に関する事項

1	共通事項	1.地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 2.本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。 3.本市から指名停止措置を受けていないものであること。 4.本市から暴力団排除措置を受けていない者であること。 5.会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。 6.民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
2	地域要件	尾張地方(名古屋、尾張、海部 ※入札説明書地域要件参照)に契約を締結する本店、支店又は営業所があること
3	登録業種要件(営業種目)	「令和6・7年度稲沢市入札参加資格者名簿(物品・役務)」に下記の種目で登録されていること (大分類)「物品の製造・販売」 (中分類)「自動車・自転車」
4	納入実績要件	令和2年度から令和6年度の5年間に、官公庁又は特殊法人等が発注した上記業種登録要件の営業種目(自動車・自転車)で自動車の納入実績を有すること。※完了済の契約書等の写しが必要

3、入札に関する事項

1	入札方法等	あいち電子調達共同システム(物品等)による。 (システム稼働は、土・日・祝日を除く午前8時から午後8時まで)
2	入札書受付期間	令和7年4月23日 8時から 令和7年4月25日 9時59分まで
3	開札日時・場所	令和7年4月25日 10時 稲沢市役所 契約検査課
4	入札種別	電子入札
5	入札方式	一般競争入札(事後審査)
6	落札方式	価格競争
7	落札候補者の必要書類	一般競争入札参加資格確認申請書(電子入札用)(様式2) ※稲沢市ホームページに掲載 納入実績を証する書面(契約書の写し等)
8	入札回数	再度入札を含め2回
9	入札保証金	納付を必要としない。
10	入札の無効に関する事項	規則第12条、心得書第16条及び物品等電子調達実施要領第29条に該当する入札は、無効とする。

4、契約に関する事項

1	契約書作成の要否	要(変更契約書含む。)
2	契約保証金	要(下記注意書き参照)
3	契約締結	契約保証金の納付(免除)後に契約締結する。

※1 落札者は、本契約を締結するまでに、規則第30条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

※2 落札者が、次の要件に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

- ・落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。
- ・落札者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。※完了済の契約書等の写しが必要

※3 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

この入札公告に定めのない事項については、別添「入札説明書」によるものとする。

入 札 説 明 書

本入札については、稲沢市契約規則（昭和57年5月1日施行、以下「規則」という。）、稲沢市物品等電子調達実施要領（平成20年11月1日施行、以下「電子調達要領」という。）、稲沢市物品購入一般競争入札実施要綱（平成26年4月1日施行、以下「一般競争入札実施要綱」という。）及び稲沢市入札者心得書（以下「心得書」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 案件に関する事項

「電子入札」の場合

本入札に参加を希望する者は、あいち電子調達共同システム（物品等）（URL <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>）（以下「電子調達システム」という。）により、仕様書等入手すること。

「仕様書に関する質問・同等品、回答について」

- ・ 仕様書に関する質問・同等品、回答については、下記のとおり。
同等品申請又は質問がある場合、電子調達システムにて入力すること。
同等品申請及び質問に対する回答については、締切後、電子調達システム内で回答する。
なお、質問の回答に対する質問は受け付け不可とする。

☆「紙入札」の場合

稲沢市ホームページ（URL <https://www.city.inazawa.aichi.jp/> 「産業・仕事」「入札・契約」「一般競争入札の公告」「2 一般競争入札参加者の提出書類」「物品購入の提出書類」参照）（以下「HP」という。）から、一般競争入札参加申出書を入手して契約検査課に提出し、仕様書等を受け取ること。

なお、同等品申請及び質問の受付期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

「仕様書に関する質問・同等品、回答について」

- ・ 仕様書に関する質問・同等品、回答については、下記のとおり。
同等品申請又は質問がある場合、申請書（任意様式、記名のもの）を提出すること。
同等品申請及び質問に対する回答については、締切後、メール等で回答する。
なお、質問の回答に対する質問は受け付け不可とする。

2. 入札参加資格要件に関する事項

「共通事項」

- ・ 入札公告「共通事項」に示す要件の詳細は、次のとおり。
- (I) 規則第5条第3項の規定による当該年度の稲沢市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (II) 本案件の入札公告日から開札の日までの間において、稲沢市指名停止取扱要領（平成16年4月1日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づき、本市から指名停止措置を1日も受けていない者であること。
- (III) 本案件の入札公告日から開札の日までの間において、稲沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成27年2月9日付け稲沢市長・稲沢市教育委員会教育長・稲沢市病院事業管理者・愛知県稲沢警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づき、本市から排除措置を1日も受けていない者であること。
- (IV) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

〔地域要件〕

- ・ 入札公告「地域要件」に示す用語は、次に定めるとおり。

＜愛知県内＞

本市の入札参加資格者名簿において、愛知県内に契約を締結する契約営業所として登載されている者

＜尾張地方（名古屋、尾張、海部）＞

本市の入札参加資格者名簿において、電子調達システムのエリア区分による尾張地方（名古屋、尾張、海部）に契約を締結する契約営業所として登載されている者

＜稲沢市内＞

本市の入札参加資格者名簿において、稲沢市内に契約を締結する契約営業所として登載されている者

＜本店＞

主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）

＜支店又は営業所＞

主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）

3. 入札に関する事項

〔入札の方法〕

- ・ 入札の方法については、下記のとおり。

「電子入札」の場合

- 1 本入札は、電子調達要領及び一般競争入札実施要綱に基づき、電子調達システムにて行う。
- 2 電子調達システムの利用に際しては、電子調達システムの利用規約及び操作手引書等を熟読しておくこと。
- 3 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、税込みの入札案件においては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税100分の10に相当する額を含んだ金額）を入札書に記載すること。
- 4 入札参加者が1者である場合、原則として入札を執行するものとする。
- 5 談合についての情報があったとき又はその疑いがあるときは、入札の中止又は延期をすることがある。

※「電子調達システム」の利用可能時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）を除く、午前8時から午後8時までをいう。

☆「紙入札」の場合

- 1 本入札は、一般競争入札実施要綱により行う。
- 2 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、税込みの入札案件においては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税100分の10に相当する額を含んだ金額）を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者が1者である場合、原則として入札を中止するものとする。

- 4 談合についての情報があったとき又はその疑いがあるときは、入札の中止又は延期をすることがある。
- 5 入札参加申出をした者が、本入札を辞退するときは、HPに掲載されている辞退届に必要な事項を記入し、提出すること。

[落札者の決定方法]

- ・ 落札者の決定方法については、下記のとおり。

「電子入札」の場合

- 1 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定する。
- 2 開札後、落札候補者の入札参加資格要件の確認を行うため、落札者の決定は行わず、保留通知書を電子調達システムにより通知する。
- 3 落札候補者（電子調達システム上では保留となっているため発注者から下記書類の提出を求められた者）は、入札参加資格要件の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び添付書類を開札の日から起算して3日以内（休日を除く。）に契約検査課まで提出しなければならない。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがある。また、確認申請書は、HPに掲載されている様式を使用すること。

なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者が行った入札は無効とする。

☆「紙入札」の場合

開札時において落札候補者を決定する。

落札候補者は、入札参加資格要件の確認を受けるため、確認申請書及び添付書類を開札の日から起算して3日以内（休日を除く。）に契約検査課まで提出しなければならない。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがある。また、確認申請書は、HPに掲載されている様式を使用すること。

なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者が行った入札は無効とする。

- 4 落札候補者の事後審査の結果、当該落札候補者が入札公告に示す入札参加資格の要件を満たしている場合は落札決定とし、入札参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとする。この場合は、3の「開札の日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとする。
- 5 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格不適格通知書（以下「不適格通知書」という。）に理由を付し通知する。
- 6 不適格通知書を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、その通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に、契約検査課にその旨を記載した書面を提出すること。
- 7 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を講ずることがある。
- 8 落札者を決定したときは、落札決定通知書を電子調達システムにより通知する。紙入札の場合は、入札業者に通知する。

[入札回数]

- ・ 入札回数は再度入札を含め2回とする。

[入札保証金に関する事項]

- ・ 入札公告「入札保証金に関する事項」に示す要件の詳細は、次のとおり。

☆「納付を必要とする。」の場合

規則第9条の規定に基づき、その見積もる入札金額の100分の10以上の入札保証金を納めなければなら

ない。

なお、期限までに納めない者は、入札に参加することができない。

☆「免除」の場合

規則第11条の規定に基づき、入札保証金を免除とする。

4. 契約に関する事項

【契約保証金】

- ・ 入札公告「契約保証金」に示す要件の詳細は、次のとおり。
 - 1 落札者は、本契約を締結するまでに、規則第30条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
 - 2 落札者が、次のいずれかの要件に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
 - ・ 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ・ 落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。
 - ・ 落札者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 3 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

【契約締結】

- ・ 契約締結に「議会の議決後本契約を締結する。」とある場合
本入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定及び稲沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年稲沢市条例第10号）第3条の規定による稲沢市議会の議決を要するため、落札者決定後速やかに仮契約を締結し、議会の議決を経た上、本契約を締結する。

5. その他の事項

＜特定の不正行為に対する措置＞

- 1 本契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合は、損害賠償を請求することがある。また、損害賠償の請求にあわせて本契約を解除することがある。
- 2 本契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

＜その他必要な事項＞

- 1 提出書類等は返却、公表、他への利用等はない。
- 2 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は合意書に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、稲沢市は一切の損害賠償の責を負わない。

6. 問い合わせ先

- ・ 案件の入札・契約に関する質問の問い合わせ先

〒492-8269

稲沢市稲府町1番地 稲沢市 総務部契約検査課（本庁舎2階）

電話：0587-32-1187 ダイヤルイン

FAX：0587-32-1520